

令和2年10月26日

組合員各位

日本被服工業組合連合会

理事長 今庄 政明

埼玉県被服工業組合

理事長 阿部 弘一

大阪府被服工業組合

理事長 今庄 政明

岡山県7パ°ル工業組合

理事長 河合 秀文

広島県7パ°ル工業組合

理事長 佐藤 卓己



来年4月から義務付けられる消費税の総額表示の対応方法について下記の通りお知らせします。

令和3年4月1日以降の「本体価格+税」表示の商品について

日本繊維産業連盟をはじめ繊維業界団体では、令和3年3月31日に消費税転嫁対策特別措置法が失効することに伴う「総額表示義務（税込価格の表示）」に対し、「本体価格+税」表示の値札が混在することを許容するよう政府に要望してきましたが、叶いませんでした。

そのため、同年4月1日以降は消費税法により総額表示が義務付けられます。

ただし、来年4月1日以降も「本体価格+税」表示の値札を付け替えせず、スムーズな販売を行うために財務省、経済産業省に以下の対応方法を確認し周知することとしました。なお、新たに生産する商品は、税込価格表示の値札により総額表示に対応していただくようお願いいたします。

【対応方法】

お客様が商品を購入する際に、一目でそれぞれの税込価格がわかるようにしてください。

例えば

- 税込価格の値札（シールを上から貼ることや追加の下げ札）を添付する
- 店内にPOP、タブレットやデジタルサイネージ等で税込価格表示をする
- 商品の陳列棚等に税込価格表示をする
- 税抜価格と税込価格の価格読み替え表等を掲示又は配布する

など、店頭で対応できることを行ってください。

お客様に向けて以上のような「商品の税込価格が一目でわかる」手だてが講じられていれば、「本体価格+税」の下札の付け替えを行う必要はありません。

また、非接客販売（Eコマース、TVショッピング、カタログ販売など）の商品について、お客様が購入を決定するための媒体が税込価格となっていれば、値札が「本体価格+税」であっても商品送付時に値札の付け替えを行う必要はありません。

お客様の価格誤認を防ぐため、必要に応じて丁寧な説明も行ってください。

<ご参考>財務省「消費税に係る総額表示の義務付け」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/sougakuhyoji_gaiyou.htm

以上

消費税の総額表示について（補足説明）

令和3年4月1日以降は消費税法により、総額表示が義務付けられます。総額表示の義務付けは、消費者が値札や広告などを見れば、『消費税相当額（含む地方消費税相当額。以下同じ。）を含む支払総額』を一目で分かるようにするためのものです。

新たに生産する商品、新たに制作するカタログなどは、「総額表示」で対応していただくようお願いします。

本体価格9,800円の商品の総額表示は、10,780円です。

なお、「税込価格」と「税抜価格」を併記する場合については、総額表示の義務付けに反するものではありませんが、「税抜価格」を本書きとする表示方法（「9,800円（税込10,780円）」）の場合、他の表示方法に比べて文字の大きさや色合いなどを変えることにより「税抜価格」をことさら強調し、消費者に誤認を与えたり、トラブルを招くような表示となる可能性も懸念されます。

このような表示がされた場合には、総額表示の観点から問題が生じうることはもとより、そうした表示によって、『9,800円』が「税込価格」であると消費者が誤認するようなことがあれば、「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」の問題が生ずるおそれもあります。

したがって、「支払総額を一目で分かるようにすることにより、消費者の利便を向上させる」という総額表示の趣旨を踏まえた表示方法にしてください。

「税込価格」と「税抜価格」を併記する場合の具体例

＜明瞭に表示されているといえる例＞

9,800円（税込10,780円）

9,800円（税込10,780円）

9,800円（税込10,780円）

9,800円（税込10,780円）

＜明瞭に表示されていない例＞

(1) 税込価格表示の文字の大きさに問題がある例

9,800円 (税込10,780円)

(2) 文字間余白、行間余白に問題がある例

9,800円 (税込10,780円)

(3) 背景の色との対照性に問題がある例

9,800円 (税込10,780円)